

河川敷の防災ヘリポートを平常時の救命医療でも利用できるよう病院と覚書を締結！

荒川下流河川事務所では、首都直下地震などの発生時にヘリコプターによる救命救急活動や要員搬送、物資輸送などを行うことを目的に、荒川河川敷に岩淵場外離着陸場（岩淵防災ヘリポート）を整備・管理しています。

これまで平常時は防災訓練などで利用してきましたが、平常時の救命医療でも利用できるよう、東京北社会保険病院と覚書を締結しました。

覚書締結の調印式は、2月21日（金）16:00～、東京北社会保険病院にて執り行われました。

荒川下流河川事務所では、今後も、防災ヘリポートや緊急用船着場などの防災施設の平常時における有効活用を進めていきます。

【調印式の様子】



（事務所長挨拶）



（病院管理者挨拶）



（調印）



（覚書締結）